

諮問第1号

平成26年9月18日付26春都政第193号

春日井市長諮問

尾張都市計画道路の変更について

平成26年10月3日提出
春日井市市長 伊藤 太

26春都政第193号

平成26年9月18日

春日井市都市計画審議会 様

春日井市長 伊 藤



尾張都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、県から意見照会があったため、貴審議会に次のとおり意見を求めます。

諮問事項

愛知県決定「尾張都市計画道路の変更について」

尾張都市計画区域
春日井市都市計画図

経緯	市界	決定年月日
西側市界(尾張第一線)	東 尾 張 市 界	平成21年12月24日
西側市界(西尾張線)	春日井市界(第1線)	平成26年 2月14日
西側市界(尾張第二線)	春日井市界(第2線)	平成22年12月21日
西側市界(尾張第三線)	春日井市界(第3線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第四線)	春日井市界(第4線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第五線)	春日井市界(第5線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第六線)	春日井市界(第6線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第七線)	春日井市界(第7線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第八線)	春日井市界(第8線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第九線)	春日井市界(第9線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第十線)	春日井市界(第10線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第十一線)	春日井市界(第11線)	平成22年12月21日
東側市界(尾張第十二線)	春日井市界(第12線)	平成22年12月21日



決定主体	対 照	
	変更前	変更後
県	黄色	赤色
市	該当なし	緑色

3-4-237東山大泉寺線 (春日井市決定)
変更内容
・新規路線の追加 (延長約1,550m、幅員16.0m)

3-2-3国道19号線 (愛知県決定)
変更内容
・一部区間の幅員の変更 (幅員表参照)
・構造形式の変更 (都) 北尾張中央道との交差点について、地表式を橋上式とする。
・幹線道路との立体交差の変更 (都) 東山大泉寺線との立体交差を追加する。

3-2-3国道19号線幅員表

区間	箇所	幅員 (m)	
		新	旧
北尾張中央道以南	高架部 (標準部)	42.25	36.00
	高架部 (ランプ部)	42.25~53.00	36.00
北尾張中央道以北	高架部 (交差点部)	48.00	36.00
	高架部 (ランプ部)	50.25	30.00
	高架部 (交差点部)	45.50	30.00

3-4-34小牧春日井線 (愛知県決定)
変更内容
・終点の位置の変更 (延長約9,180m→約9,540m)
・一部区間の線形の変更
・一部区間の幅員の変更
・幹線道路との平面交差箇所数の変更 (標準部20m→16.5m、標準部 (東名交差点部) 20m→14.5m、交差点部20m→17.5m)

3-3-2北尾張中央道 (愛知県決定)
変更内容
・一部区間の線形の変更 (延長約31,480m→約31,310m)
・一部区間の幅員の変更 (幅員表参照)
・幹線道路との平面交差箇所数の変更 (都) 東山大泉寺線との平面交差箇所数を1箇所追加する。

3-3-2北尾張中央道幅員表

区間	箇所	幅員 (m)	
		新	旧
国道19号線以东	標準部	25.00	25.00
	交差点部 (国道19号線)	27.00~41.00	39.00
	交差点部 (国道19号線以外)	26.00	25.00
国道19号線以西	標準部	23.25	23.00
	交差点部 (国道19号線)	29.25~44.25	39.00
	交差点部 (国道19号線以外)	26.25	23.00

凡 例

都市計画区域 (春日井市全線)	
市界七区	赤線
尾張第一線	赤線
尾張第二線	赤線
尾張第三線	赤線
尾張第四線	赤線
尾張第五線	赤線
尾張第六線	赤線
尾張第七線	赤線
尾張第八線	赤線
尾張第九線	赤線
尾張第十線	赤線
尾張第十一線	赤線
尾張第十二線	赤線
尾張第十三線	赤線
尾張第十四線	赤線
尾張第十五線	赤線
尾張第十六線	赤線
尾張第十七線	赤線
尾張第十八線	赤線
尾張第十九線	赤線
尾張第二十線	赤線
尾張第二十一線	赤線
尾張第二十二線	赤線
尾張第二十三線	赤線
尾張第二十四線	赤線
尾張第二十五線	赤線
尾張第二十六線	赤線
尾張第二十七線	赤線
尾張第二十八線	赤線
尾張第二十九線	赤線
尾張第三十線	赤線
尾張第三十一線	赤線
尾張第三十二線	赤線
尾張第三十三線	赤線
尾張第三十四線	赤線
尾張第三十五線	赤線
尾張第三十六線	赤線
尾張第三十七線	赤線
尾張第三十八線	赤線
尾張第三十九線	赤線
尾張第四十線	赤線

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種中高層住居専用地域	マンション	1階以上、2階以下
	共同住宅	1階以上、2階以下
第二種中高層住居専用地域	マンション	1階以上、2階以下
	共同住宅	1階以上、2階以下
第三種中高層住居専用地域	マンション	1階以上、2階以下
	共同住宅	1階以上、2階以下
第一種中層住居専用地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種中層住居専用地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種低層住居専用地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種低層住居専用地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種低層住居専用地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種単独住居地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種単独住居地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種単独住居地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種市街地住居地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種市街地住居地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種市街地住居地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種商業地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種商業地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種商業地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種業務地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種業務地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種業務地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種公共施設地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種公共施設地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種公共施設地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第一種特別用途地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第二種特別用途地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下
第三種特別用途地域	マンション	1階以上、3階以下
	共同住宅	1階以上、3階以下

尾張都市計画道路の変更(愛知県決定)

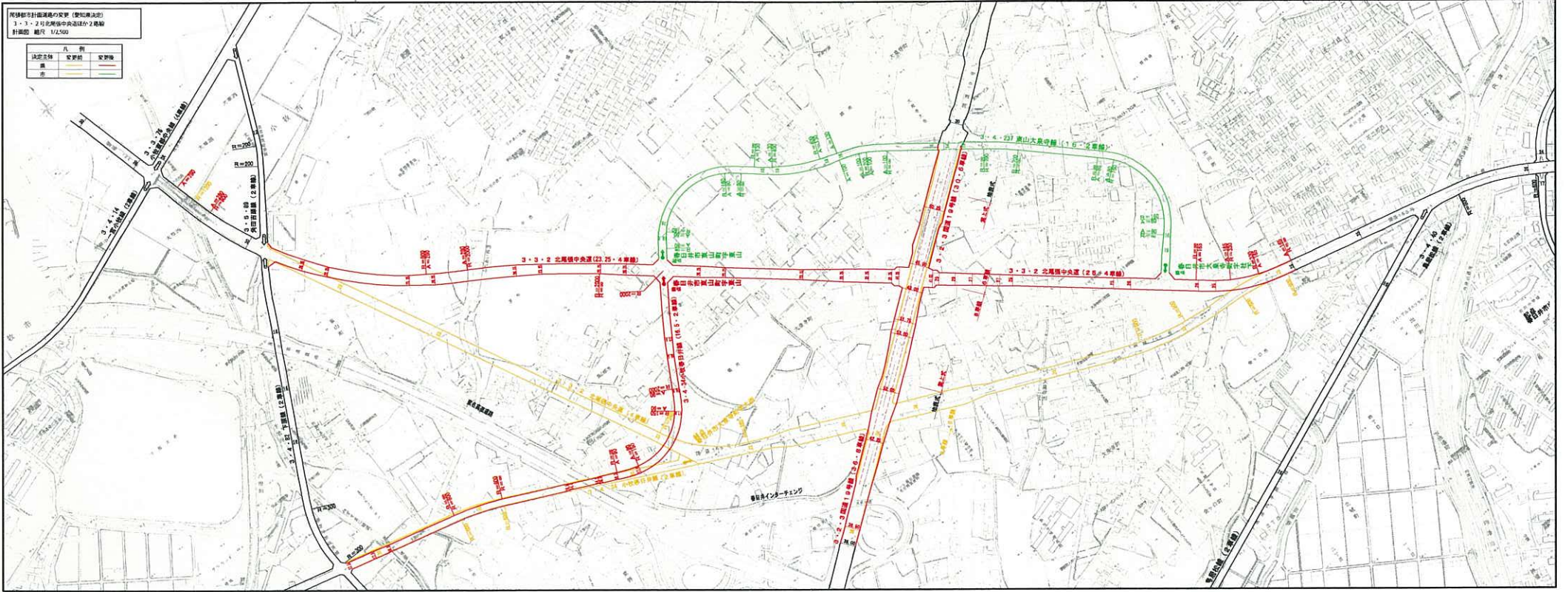
都市計画道路中3・3・2号北尾張中央道ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	北尾張中央道	一宮市萩原町萩原字山越	春日井市大留町字東島	小牧市大字間々原新田字上新池	約 31,310m		4車線	23m		
	構造形式の内訳		一宮市今伊勢町宮後字東茶原	一宮市今伊勢町本神戸字四ツ割		約 1,060m	嵩上式		30m ～ 36.5m		
			一宮市開明字内沼	一宮市開明字東新規道		約 820m	掘割式		36.5m		
						約 29,430m	地表式		20m ～ 30m	名鉄犬山線、名鉄小牧線及びJR中央本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差3箇所 幹線街路国道41号線、明治村桃花台線、桃花台鳥居松線、国道19号線及び出川線と立体交差 幹線街路と平面交差33箇所	
	3・2・3	国道19号線	春日井市勝川町1丁目	春日井市内津町字南山	春日井市大泉寺町字大池下	約 18,040m	地表式	8車線	36m		
	車線の数の内訳		4車線			約 6,960m					
			6車線			約 3,900m					
			8車線			約 7,180m					
	構造形式の内訳		春日井市大泉寺町字大西	春日井市大泉寺町字大池下		約 460m	嵩上式		45.5m ～ 53m		
						約 17,580m	地表式		22m ～ 36m	東海交通事業城北線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路名古屋環状2号線、北尾張中央道及び東山大泉寺線と立体交差 幹線街路と平面交差16箇所	
3・4・34	小牧春日井線	小牧市弥生町	春日井市大泉寺町字大西	春日井市桃山町1丁目	約 9,540m	地表式	2車線	16m	名鉄小牧線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差12箇所		

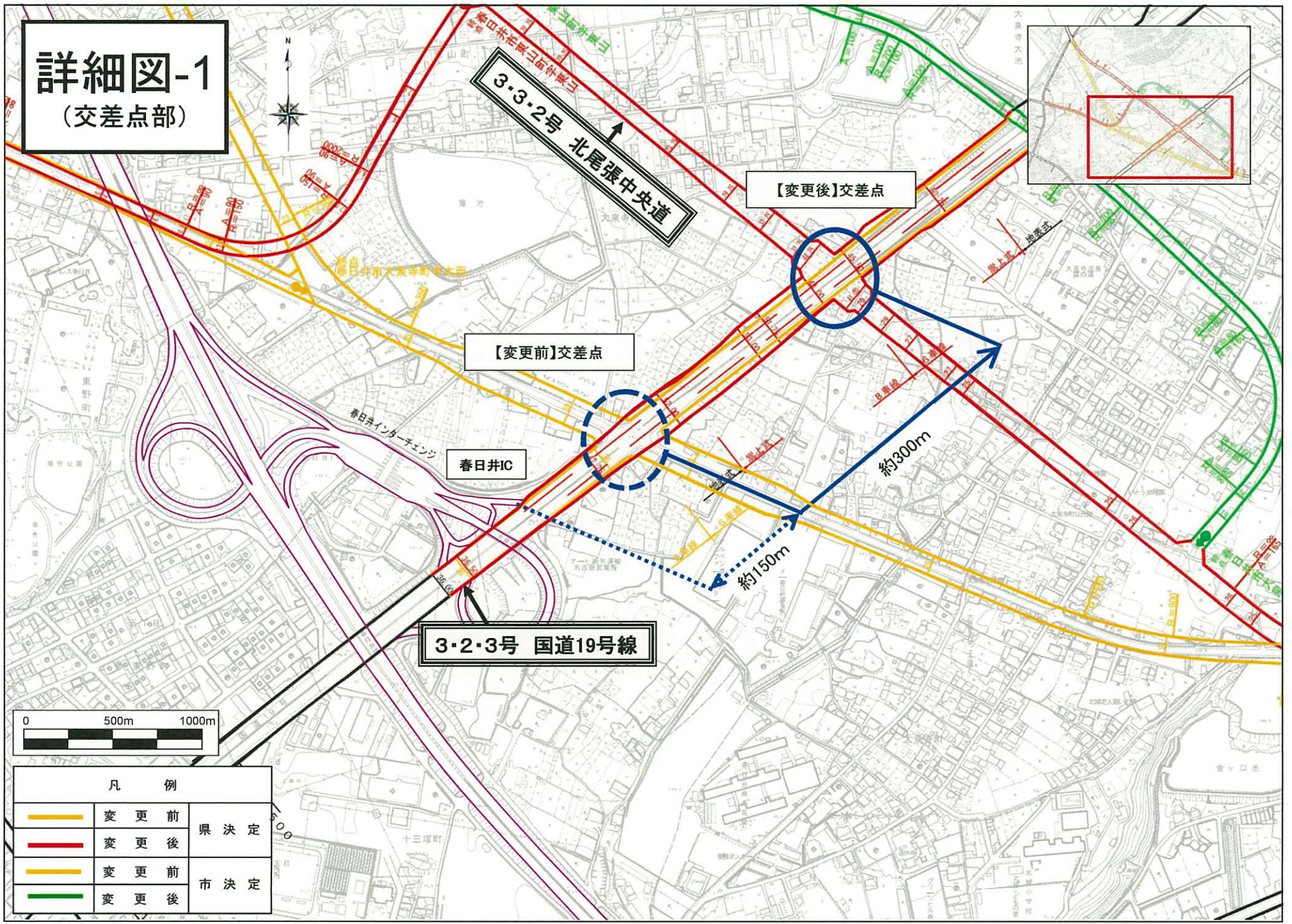
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

北尾張中央道について、春日井インターチェンジ周辺交通の円滑な処理とまちづくりとの整合を図り良好な都市環境の形成を図るため、線形及び幅員等を変更するものである。これに伴い、国道19号線の幅員及び構造形式等、小牧春日井線の終点位置等を変更するものである。



詳細図-1 (交差点部)



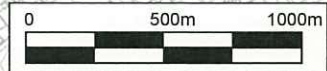
3-2-3号 国道19号線

春日井IC

【变更前】交差点

【变更后】交差点

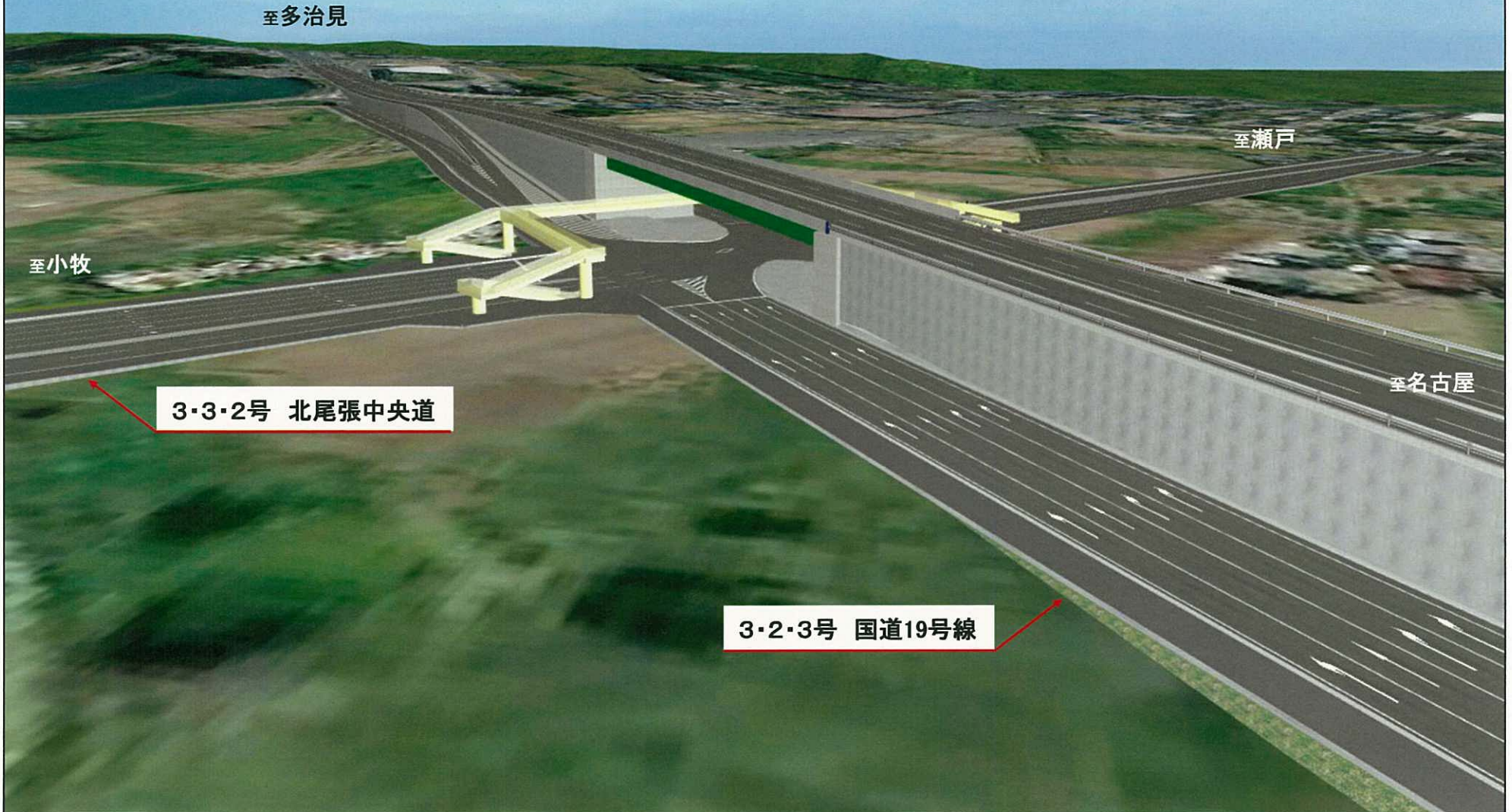
3-3-2号 北尾張中央道



凡 例		
	変 更 前	県 決 定
	変 更 後	
	変 更 前	市 決 定
	変 更 後	

参考図

(イメージ図)



計画図 (春日井市)

3・3・2号 北尾張中央道

- ・線形の変更(L=2,430m)
- ・幅員の変更
- 《国道19号以西》
- 標準部 23.0m→23.25m
- 国道19号線交差点部 39.0m→29.25m～44.25m
- その他交差点部 23.0m→26.25m
- 《国道19号以东》
- 標準部 25.0m
- 国道19号線交差点部 39.0m→27.0m～41.0m
- その他交差点部 25.0m→26.0m
- ・幹線街路との平面交差箇所数の変更(32箇所→33箇所)

3・2・3号 国道19号線

- ・幅員の変更
- 《北尾張中央道以南》
- 標準部 36.0m→42.25m
- 交差点部 36.0m→48.0m
- 《北尾張中央道以北(立体部含む)》
- 標準部 30.0m→50.25m
- 交差点部 30.0m→45.5m
- ・構造形式の変更
- 北尾張中央道との交差点 地表式→**高上式**
- ・幹線街路との立体交差の変更
- (東山大泉寺線との立体交差を追加)

3・3・2号 北尾張中央道

3・4・237号 東山大泉寺線

3・4・34号 小牧春日井線

3・4・34号 小牧春日井線

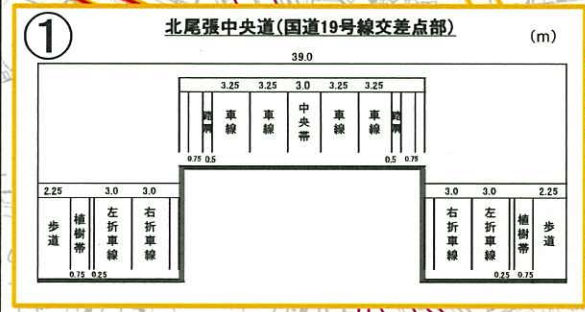
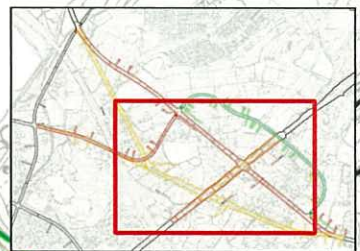
- ・終点の変更(L=約360延伸)
- ・線形の変更(L=約1,220m)
- ・幅員の変更
- 標準部 20.0m→16.5m
- 交差点部 20.0m→17.5m

凡 例

	変更前	県決定
	変更後	
	変更前	市決定
	変更後	



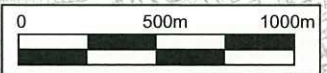
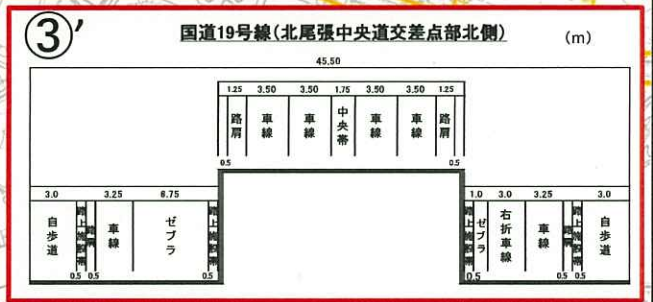
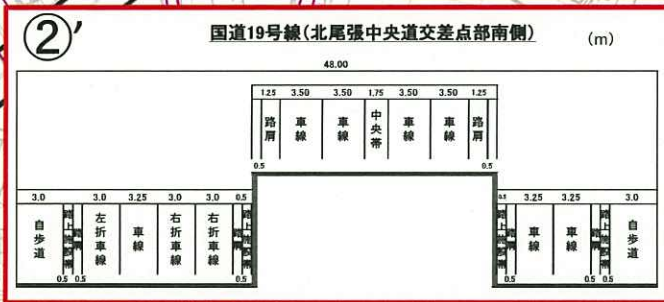
詳細図-2 (交差点部)



春日井IC

3-2-3号 国道19号線

3-3-2号 北尾張中央道

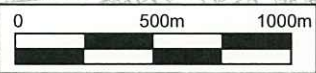
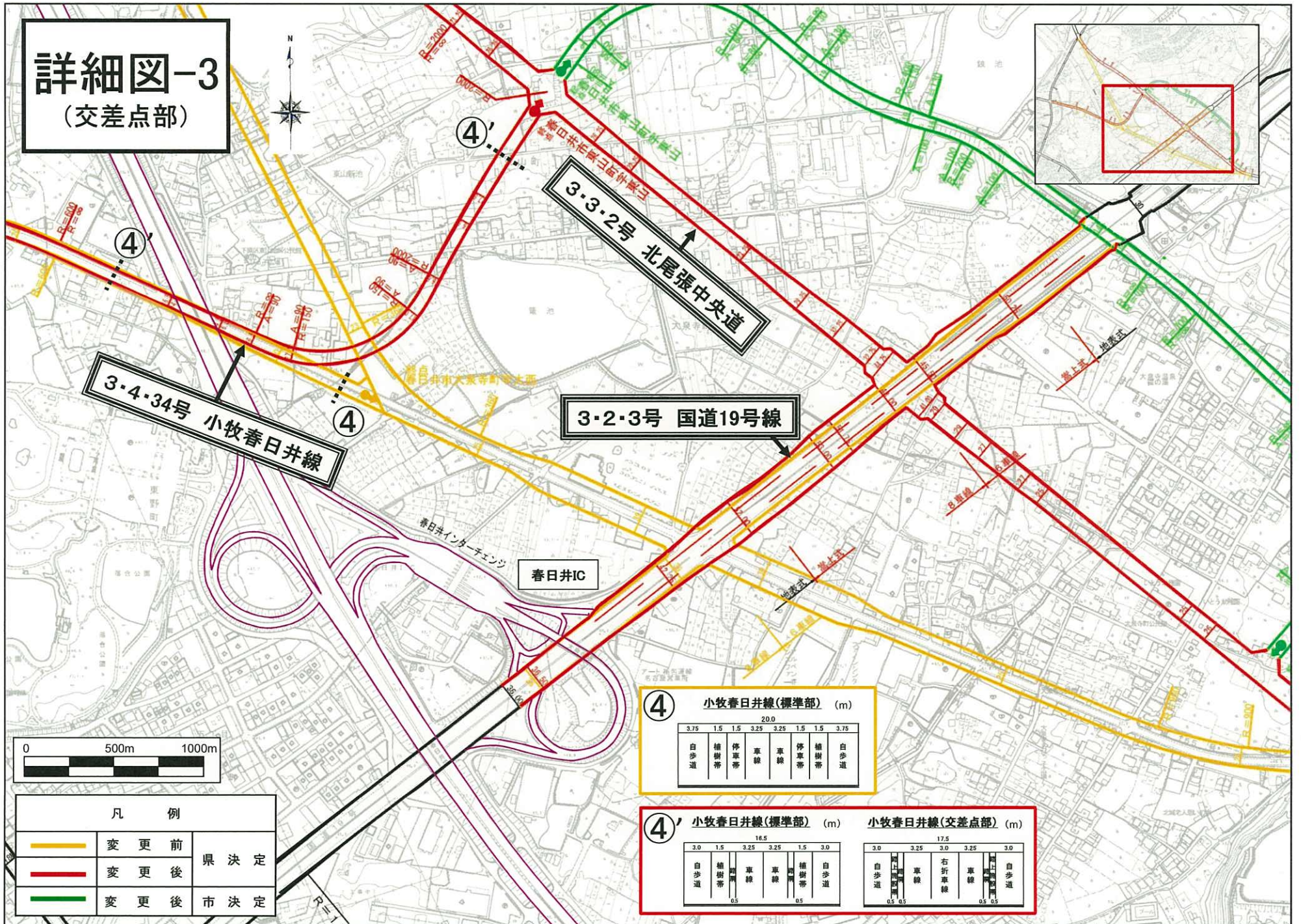


凡 例

—	変更前	県決定
—	変更後	
—	変更後	

詳細図-3

(交差点部)



凡 例		県 決 定
	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 後	市 決 定

④ 小牧春日井線(標準部) (m)

20.0							
3.75	1.5	1.5	3.25	3.25	1.5	1.5	3.75
自歩道	植樹帯	停車帯	車線	車線	停車帯	植樹帯	自歩道

④' 小牧春日井線(標準部) (m)

16.5						17.5					
3.0	1.5	3.25	3.25	1.5	3.0	3.0	3.25	3.0	3.25	3.0	
自歩道	植樹帯	車線	車線	植樹帯	自歩道	自歩道	車線	右折車線	車線	自歩道	
		0.5		0.5		0.5	0.5		0.5	0.5	

正誤表

(諮問第1号 尾張都市計画道路の変更について)

【訂正前】 国道19号線

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数		幅員
幹線街路	構造形式の内訳					約 17,580m	地表式		22m ～ 36m	東海交通事業城北線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路名古屋環状2号線、北尾張中央道及び東山大泉寺線と立体交差 幹線街路と平面交差 16箇所	誤記

【訂正後】 国道19号線

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数		幅員
幹線街路	構造形式の内訳					約 17,580m	地表式		22m ～ 36m	東海交通事業城北線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路名古屋環状2号線及び東山大泉寺線と立体交差 幹線街路と平面交差 16箇所	